令和8年度 介護予防普及啓発事業報告会

自立支援に資する
持続可能な総合事業への再構築

地域づくり加速化事業の支援を受けて

新潟県 三条市
高齢介護課／地域包括ケア推進課

三条市の概要

新潟県三条市（令和８年３月末現在）

- ■ 人口　88,417 人
- ■ 高齢者人口　30,854 人
- ■ 高齢化率　34.9%
- ■ 認定率　17.7%
- ■ 面積　431.9 ㎢
- ■ 日常生活圏域 ６圏域

（地域包括支援センター５か所）





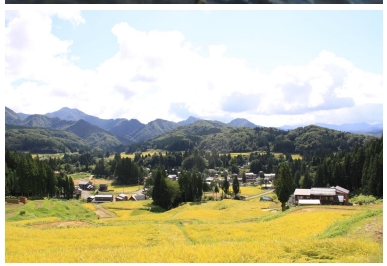

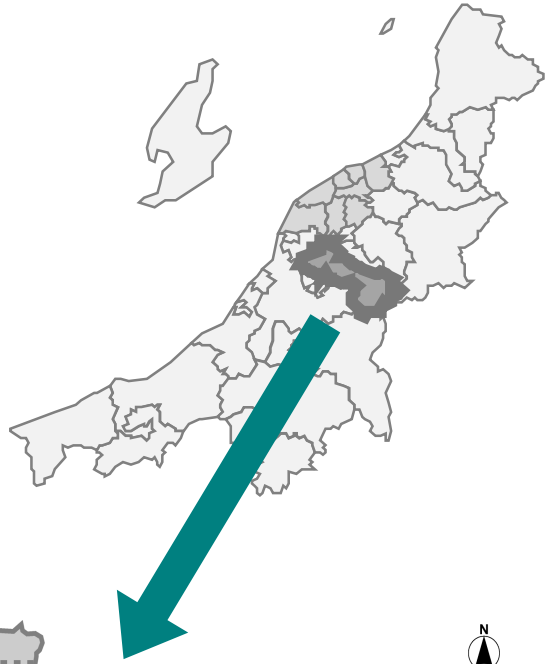



介護予防事業に係る関係部署

地域包括ケア推進課

- ●地域包括支援センターの運営、地域ケア会議
- **●在宅医療・介護連携推進事業**
- **●生活支援体制整備事業**
- **●介護予防・日常生活支援総合事業**
  - **・サービス・活動事業（Bの新設含む。）見直し　等**

高齢介護課

- **●介護予防・日常生活支援総合事業**
  - **・通所型サービスＣ**
  - **・通所型、訪問型サービスＡ**
  - **・介護予防ケアマネジメント**
  - **・一般介護予防事業**
- ●認知症総合支援事業
- ●介護認定、介護給付、指定に関すること　**等**

健康づくり課

- **●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施**
- **●一般介護予防事業　等**

令和6年度「新潟県地域マネジメント力強化支援事業」において、通所型サービスＣを軸とした介護予防・自立支援の推進に向けたロードマップを策定

関連部分

近年の取組

高齢介護課
主導

令和６年度　「新潟県地域マネジメント力強化支援事業」

介護予防に係る関係課、地域包括支援センター等の関係機関と共に、通所型サービスＣを軸とした介護予防・自立支援の推進に関するロードマップを策定

地域包括ケア推進課
主導

令和７年度　「地域づくり加速化事業」にエントリー

総合事業に係る担当課と介護事業所等と共に、介護予防・日常生活支援総合事業全体の見直しを実施。従来のロードマップを踏まえ、新たなロードマップを策定

令和８年度　ロードマップに沿って各分野における取組を展開

高齢介護課
＋
地域包括ケア推進課

令和7年度地域づくり加速化事業応募の背景と目的

現状・課題

- 地域支援事業費の増大
  （継続的な交付金上限額の超過）
- 軽度者の過剰なサービス利用

目指す姿

人口構造の変化を見据え、

利用者の状態像に応じた

「自立に資するサービス提供体制」

を再構築すること

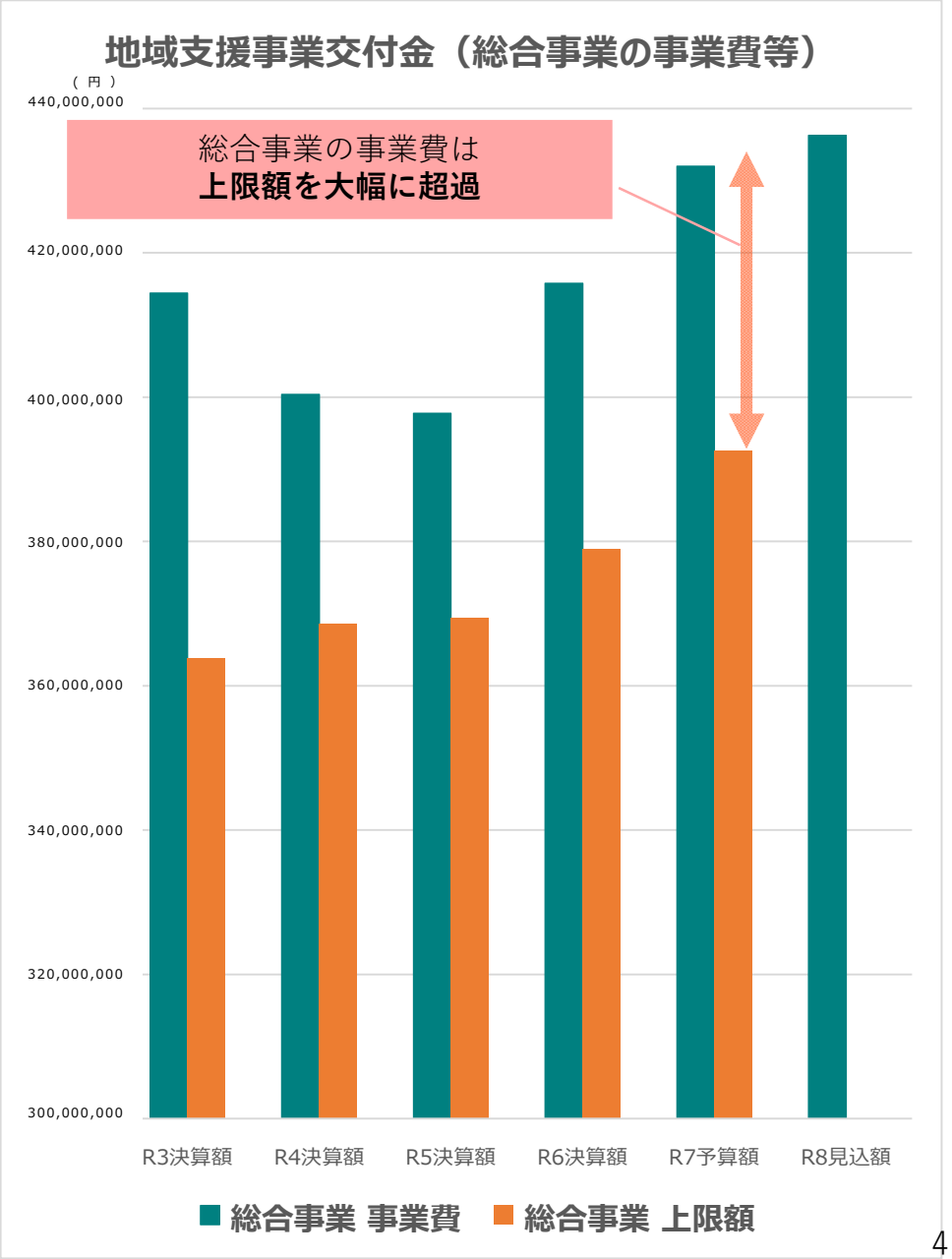

現状分析・課題の共有　ー地域づくり加速化事業の支援ー

三条市で実施したデータ分析等

➢ 要支援認定データ、基本チェックリストデータの分析

- 障害高齢者日常生活自立度
- 認知症高齢者日常生活自立度
- 主治医意見書の疾病分類
- 認定調査結果におけるADL、IADLの状況

- 基本チェックリストの該当項目数
- そのデータと給付実績データの突合

かなり軽度のフレイル状態の方が事業対象者としてサービス利用

➢ 給付実績データ（サービス提供状況の確認）

- 通所介護相当サービスは半日型デイサービスと１日型デイサービスを分けて分析（介護度別利用割合、１事業所当たりの利用者数）

事業対象者の多くは半日型デイサービスを利用

➢ ケアプラン分析

- 通所介護相当サービス利用の事業対象者（241人分）
- サービス利用目的などの確認

➢ 事業所へのヒアリング

- 半日型デイサービス（全６事業所）
- 訪問型サービスＡ（サービス提供が多い６事業所）

現状分析・課題の共有　ー地域づくり加速化事業の支援ー

第1回　総合事業に関する検討会 【 R7.7.31 】

目的

- 三条市の現状を知ってもらい、「このままでは問題だ」という意識を共有
- 「自立に資するサービス提供体制」のために、現場での問題点の共有

参加者

- 通所介護事業所（半日型デイサービス、１日型デイサービスからそれぞれ複数人）
- ケアマネジャー
- 地域包括支援センター（主任ケアマネジャー）
- 生活支援コーディネーター

第1回　総合事業に関する検討会の成果

- 現場の事業者、ケアマネ等から総合事業の見直しの必要性に理解を得ることができた
- サービス卒業につながらない現場の問題点が明確になった

市の方針の転換　ー地域づくり加速化事業の支援ー

支援チームによる気づき

✓ サービスC卒業後の「ゴールのイメージ」を大きく転換
（卒業後の受け皿不足の問題は、「受け皿」の認識が誤っていた）

戦略の劇的転換：方針とゴールの再定義

旧来のモデル



サービスA（緩和型）の多様化

「居場所」の提供

従前相当サービスが充足しており、
安価なサービスを増やすだけでは
軽度者の過剰利用と事業費増大の根本
解決にならない。

新たなモデル



サービスC（短期集中予防）の
強化と入口化

「生活の取り戻し」と自立

軽度者の状態改善こそが、事業費抑制と
QOL向上の唯一の両立解。
「別のサービス」への移行ではなく
「本来の生活」への卒業を目指す。

Gemini Notebook

現場の事業所等との方針案の共有　ー地域づくり加速化事業の支援ー

第2回　総合事業に関する検討会　【 R7.9.30 】

※ 参加者は第１回と同じ

目的

- **市の総合事業見直し(案)の共有**
  （現場の事業所等から理解を得られる内容かを確認）

総合事業の見直し(案)

今後の方針① サービスごとの対象者像の明確化

- 通所介護相当サービスは介助の必要性が高い方として整理
- 事業対象者等は原則、通所型サービスCを入口とする

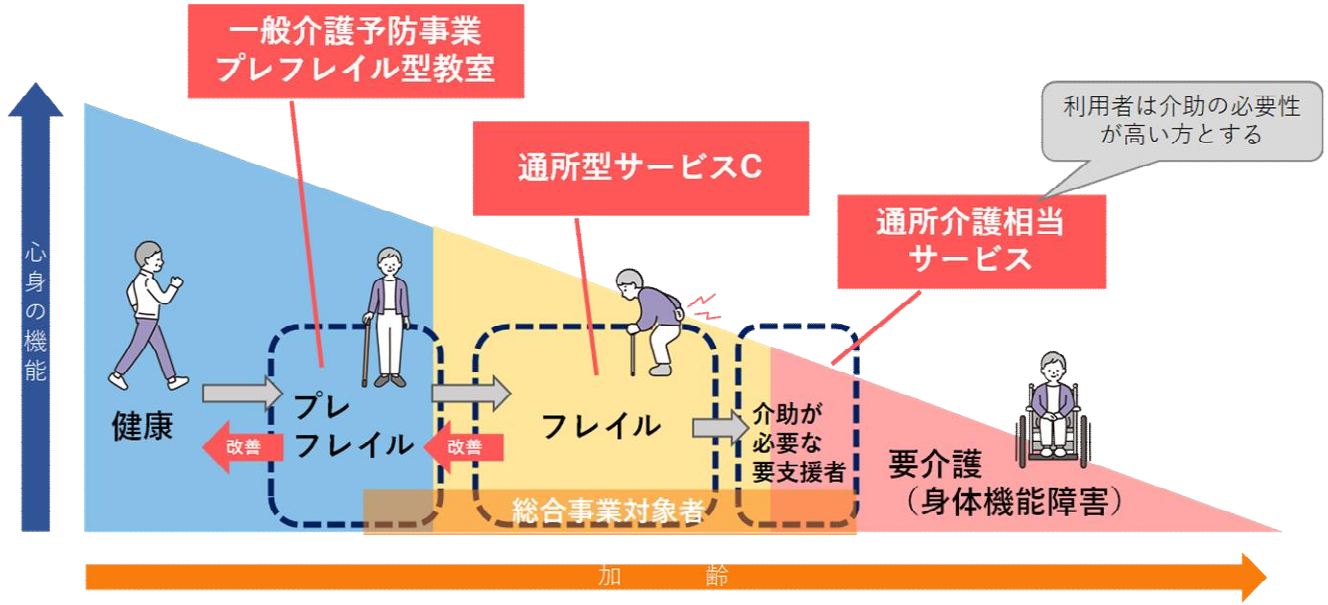

現場の事業所等との方針案の共有　ー地域づくり加速化事業の支援ー

総合事業の見直し(案)

今後の方針② 通所型サービスCの体制強化

- 通所型サービスCをフレイル改善に特化した教室として強化
- 半日型デイサービスの特性を活かしてサービスCに転換を検討

今後の方針③ 通所型サービスA・B等の見直し

- 認知症の方などの居場所としてサービスAの見直し、サービスBの創設を検討

第2回　総合事業に関する検討会の成果

- **市とは利害関係のない第三者の立場にある支援チームの会議進行により、現場の事業者、ケアマネ等から総合事業見直しの方向性に一定の理解を得ることができた**
- **それぞれの立場から、具体的に進めるための建設的な提案がなされた**



具体的な取組案の検討　ー地域づくり加速化事業の支援ー

ミーティングまでに三条市で行ったこと

➢ **見直し方針（案）の確定**
各グループに分かれて具体的な取組案を検討



対象者像の明確化
ケアマネジメント
グループ

- 対象者像の利用者、ケアマネへの周知方法
- ケアマネジメントのインセンティブ検討



通所型サービスC
グループ

- 単独事業所での通所型サービスCの実施を検討



通所型サービスA・B等
グループ

- 通所型サービスAの委託内容を検討
- 通所型サービスBの補助内容を検討



既存の利用者等検討
事業費試算
グループ

- 既存の利用者の経過措置期間等を検討
- サービスC利用者を推計し、事業費を試算

➢ **総合事業全体の事業費の試算**
令和11年度に交付金上限超過を解消（既存の利用者の経過措置を考慮して検討）

➢ **令和８年度モデル実施の取組の予算化**
通所型サービスCの単独型実施や、通所型サービスBのモデル取組を先行して開始

具体的な取組案の検討　ー地域づくり加速化事業の支援ー

➢ 見直しに向けたロードマップ（スケジュール案）を作成

- 令和8年度は周知期間とし、令和9年度から事業を本格的に見直す。
- 現行の通所介護相当サービス利用者には経過措置を設け、十分に周知した上で新たな対象者像に沿って見直しを行う。

		令和８年度	令和９年度	令和10年度以降
今後の方針①	サービスごとの対象者像の明確化	• 新規の事業対象者は通所型サービスCの利用を促進	• 新規の要支援者等は明確化したサービス対象者像に応じてサービスを利用	• 継続利用の事業対象者、要支援者は経過措置期間を設けた後、適切なサービスに変更
	介護予防ケアマネジメントの見直し	• 介護予防ケアマネジメントの報酬体系、三条市独自加算等を検討	• 新たな報酬体系、加算でのケアマネジメントに見直し	
今後の方針②	通所型サービスＣの見直し	• **単独型サービスCの開始** • 通所介護事業所向け説明会の実施 • 半日型デイサービスへの働き掛け	• 意向のある半日型デイサービスにサービスCを委託	• 半日型デイサービスへの働き掛けを継続し、数か所の事業所で実施を想定
今後の方針③	通所型サービスAの見直し	• サービスA事業所と見直し内容を検討 • 現行利用者への対応を検討	• 通所型サービスAを委託事業として見直し	• 市内２事業所での実施を想定
	通所型サービスBの創設	• **地域団体とモデル的取組を実施** • 補助内容を検討	• 通所型サービスBの補助事業を創設	• 市内５か所での実施を想定
	一般介護予防事業の見直し	• プレフレイル改善型教室の内容を健康づくり課等と検討	• プレフレイル改善教室を実施 • 一般介護予防事業全体を整理	
今後の方針④	訪問型サービスの見直し	• 訪問型サービスへの民間企業の参入等を含めて検討	• 訪問型サービスAのサービス提供体制を見直し	• 民間企業の参入を働き掛け
周知	事業所等への周知	• 全介護事業所への周知（特に地域包括支援センター、ケアマネジャー、通所介護事業所に対して重点的に周知）		
	利用者への周知	• 周知方法を地域包括支援センター等と検討 • 啓発ツールの作成	• 新規利用者、継続利用者には地域包括支援センター等が順次周知	

具体的な取組案の検討　ー地域づくり加速化事業の支援ー

新たな課題　**地域包括支援センター職員の意識改革が必要**

- これまでの検討会やセンター長会議での意見交換の中で、地域包括支援センター職員が「これまでの考え方」から抜け出すことの難しさを感じた
- 相談の入口である地域包括支援センター職員の意識を変えることは必須

地域包括支援センター職員向け説明会 【 R8.1.26 】

- **アドバイザーからの講義（地域包括支援センターの役割・行動変容について）**
- **「デイサービスありき」から「通所型サービスCは素晴らしい」という意識の転換**

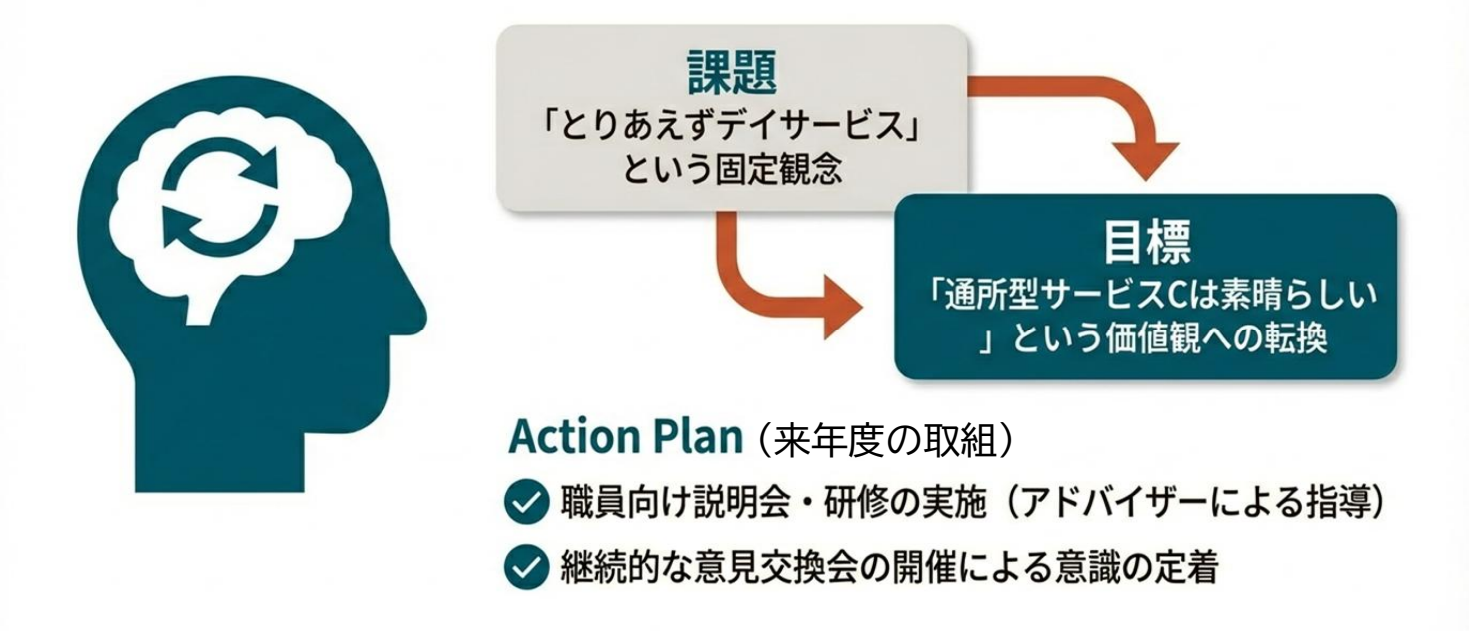

具体的な取組案の検討　ー地域づくり加速化事業の支援ー

第3回　総合事業に関する検討会 【 R8.1.26 】

目的

- 来年度以降の具体的な取組への問題点・対策を検討

参加者

- １・２回目の参加者
- リハビリ専門職（通所型サービスC関係者等）



具体的な取組案の検討　ー地域づくり加速化事業の支援ー

第3回　総合事業に関する検討会の成果

- 半日型デイサービスでの通所型サービスCの実施可能性の提案
- ケアマネ等が説明しきれるよう効果的なサービスCの実施が必要との提案
- 市民、利用者等への周知方法の提案（体験会、動画活用、サービス卒業のインセンティブなど）



令和8年度の取組の具体

単独型通所型サービスC事業の開始

- 新規事業対象者及び要支援者を対象に、通所型サービスCを4月から開始
- 年度当初に地域包括支援センター、ケアマネジャーに対し、事業説明
  サービスCへの円滑な接続を促すためにプレゼン研修を実施
- 市報（5月号）にサービスC特集を掲載し広く市民に周知



市報の記事を見た要支援認定者からの利用申込があった。
市報発行以降、利用者が急増

通所型サービスBのモデル実施

- 地域団体に対し、通所型サービスBの創設に向けたモデル事業の実施を働き掛け
- フレイル状態の高齢者のうち、認知機能の低下が見られる方、閉じこもりがちな方を対象とし、週1回程度、移送サービスを伴う居場所を提供
- 次年度の本格実施を見据え、実施体制について検討

令和8年度の取組　ーロードマップの進捗状況ー

利用者・市民

- 市報（5月号）での「サービスC事業」特集
- 利用者向け周知チラシの作成

ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメント対象者像の変更（方針共有）
- 地域包括支援センター・ケアマネジャー向け説明会&プレゼンテーション研修
- 規範的統合を図るためケアマネジメントマニュアル作成

サービス提供・医療連携等

- 単独型サービスC事業の開始&従事者向け研修
- 地域の医療機関に対する通所型サービスCの周知
- 通所サービス事業所向け研修（サービスCの拡大を見据えて）
- 訪問型・通所型サービスAの見直しの検討
- 通所型サービスBのモデル的実施

行政内部の推進体制

- 異動発表後に役割分担の整理と確実な引継ぎを実施
- 地域包括ケア推進課・高齢介護課による月１回の進捗共有・確認

さいごに

伴走支援を受けての最大の成果

関係者との「規範的統合」共通理解の形成 	事業の見直しに当たり、現場の支援者（地域包括支援センター、ケアマネ、事業所）と同じ意識で取り組めるよう合意形成の支援をしていただいた。 ロードマップの策定により、担当者が変更しても、継続的に取り組む体制が構築できた。
事業の再構築への不安の解消 	支援チームに伴走して関わっていただき、気軽に相談することができたため、市として自信を持って大きな制度転換に踏み出せた。